

岩手県では、「審査省略制度の見直し」、「省エネ基準の適合義務化」などの法改正への対応 や昨今の人件費・物件費の上昇に伴い、建築確認申請手数料等を改正します。

また、建築士事務所の登録手数料についても、登録事務に要する実費を考慮した見直しを行い、額を改正します。

1 確認申請手数料 (1) + (2)

(1) 基本額

床面積の合計	手数料の	額(円)
(m ²)	改正前	改正後
A ≦30	8,000	8,000
$30 < A \le 100$	14,000	<u>15,000</u>
$100 < A \le 200$	21,000	<u>28,000</u>
$200 < A \le 500$	27,000	<u>33,000</u>
$500 < A \le 1,000$	48,000	<u>49,000</u>
$1,000 < A \le 2,000$	68,000	68,000
$2,000 < A \le 10,000$	200,000	200,000
$10,000 < A \le 50,000$	320,000	320,000
50,000 < A	610,000	610,000

例)床面積の合計が120㎡の一戸建ての住宅の場合 28,000円+13,000円=41,000円

(2) 加算額

仕様基準により省エネ性能を評価する住宅については、(1)の手数料の額に下表の額を加算。(※省エネ適判を受ける場合の手数料の額はウラ面4(1)を参照)

建築物の 種類	住宅部分の 床面積の合計(㎡)	加算額 (円)
一戸建て	A < 200	<u>13,000</u>
の住宅	200 ≦ A	<u>15,000</u>
共同住宅 等	A < 300	<u>24,000</u>
	$300 \le A < 2,000$	<u>38,000</u>
	$2,000 \le A < 5,000$	<u>60,000</u>
	5,000 ≦ A	<u>78,000</u>

2 完了検査申請手数料 (1) + (2)

例)床面積の合計が120㎡の一戸建ての住宅の場合 23,000円 + 7,000円 = 30,000円

(1) 基本額(改正なし)

床面積の合計(㎡)	手数料の額(円)
A ≦30	14,000
$30 < A \le 100$	18,000
$100 < A \le 200$	23,000
$200 < A \le 500$	32,000
$500 < A \le 1,000$	53,000
$1,000 < A \le 2,000$	73,000
$2,000 < A \le 10,000$	170,000
$10,000 < A \le 50,000$	270,000
50,000 < A	510,000

(2) 加算額

省エネ基準への適合義務がある建築物(平屋建てかつ延べ面積200㎡以下の建築物 を除く)は、(1)の手数料の額に下表の額 を加算。

床面積の合計(㎡)	加算額(円)
A < 200	<u>7,000</u>
$200 \le A < 500$	<u>9,000</u>
$500 \le A < 1,000$	<u>20,000</u>
$1,000 \le A < 2,000$	<u>23,000</u>
$2,000 \le A < 10,000$	<u>84,000</u>
10,000 ≦ A	<u>120,000</u>

3 許可・認定申請手数料(建築基準法)

申請の種類		手数料の額(円)	
中間の俚規	改正前	改正後	
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請			
法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請			
法第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	33,000	<u>34,000</u>	
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請			

4 省エネ関係手数料

下表は抜粋です。詳しくは県のホームページをご確認ください。 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/shouene/1010422.html

(1)の省エネ適判及び(2)(3)の認定に係る技術的審査については、 民間の登録省エネ判定機関等でも審査が可能です。

QRコードは こちら→→→



(1) 省エネ適合性判定 (抜粋)

		手数料の額(円)			
建築物の 種類	建築物の 床面積の合計(㎡) 届 類	標準計算法		仕様計算併用法	
三人		改正前	改正後	改正前	改正後
一戸建ての	A < 200	-	<u>35,000</u>	-	<u>26,000</u>
住宅	200 ≦ A	_	40,000	_	<u>29,000</u>

(2) 省エネ性能向上計画認定 (抜粋)

建築物 床面積の合計 の種類 (㎡)		手数料の額(円)		
	技術的審査適合証あり			
	()	改正前	改正後	
一戸建	A < 200	0.000		
ての住 宅	200 ≦ A	6,000	<u>5,000</u>	

(3) 低炭素建築物新築等計画認定(抜粋)

	A I	手数料の	額(円)
建築物 の種類	床面積の合計 (㎡)	技術的審査適合証あり	
		改正前	改正後
一戸建			
ての住 宅	200 ≦ A	5,000	5,000

5 建築士事務所登録手数料

区分	登録手数料(円)	
<u> </u>	改正前	改正後
一級	16,000	
二級	11,000	<u>23,000</u>
木造	11,000	













発行:岩手県 県土整備部 建築住宅課

建築指導担当

TEL: 019-629-5935、5936、5937